



マツダスポーツカークラブ
(MSCC)

会 則

2004年3月12日改定
2005年2月25日改定
2006年2月24日改定
2011年2月24日改定
2013年7月09日改定
2017年3月04日改定
2022年1月01日改定

会 則

第 一 章 総 則

第1条 (名称)

本会は、マツダスポーツカークラブという。(英文字 MAZDA SPORTS CAR CLUB)
略称をM S C Cと称す。

第2条 (目的)

本会は、モータースポーツを通じて会員相互の親睦と友好をはかるとともに、全国のマツダ車愛好者および団体と親睦をはかり、モータリゼーションの高揚と発展に貢献するための活動を行うことを目的とする。

活動項目

1. モータースポーツ競技会への参加。
2. モータースポーツ競技会の開催。
3. モータースポーツドライビングテクニックの指導。
4. 公認審判員の育成。

第3条 (機関)

本会の機関は、次の5つからなる。

1. 総会
2. 理事会
3. 顧問会
4. 専門部会
5. 事務局

第 二 章 会 員

第4条 (資格)

本会の会員は、本会の目的に賛同するマツダ車の愛好者で、健全なる人格を有する人でなければならない。

第5条 (会員の種別)

本会の会員を次の通りとする。

正会員 原則としてJ A F 競技ライセンスもしくは公認審判員のライセンス取得者であり、理事会の承認を得たもの。

第6条 (入会金および年会費)

本会に入会せんとする者は、入会金および本運営のための年会費を納めなければならない。但し、特別会員、名誉会員はこの限りではない。

尚、新規入会の場合は、年会費2年分を納めなければならない。

1. 入会金 10,000円
2. 年会費 8,000円

第7条（会員資格取得）

会員の資格は、第6条入会金および年会費を納めたときから生じる。

第8条（会員証）

会員には会員証、クラブステッカーを支給する。

第9条（脱会）

本会より脱会を希望する会員は、速やかに所定の手続きによる脱会届を提出し、会員証を返納しなければならない。なお、入会金およびすでに納入した年会費はこれを返却しない。

第10条（罰則）

会員が各項に該当する行為をなしたときは理事会の決議により、除名などの処分をすることがある。

1. 本会の秩序を乱し、またその名誉を傷つけるような行為のあったとき。

第11条（特典）

本会の会員は、次のような特典を受けることができる。

1. 理事会の承認を得たのち、競技運転者許可証、公認審判員許可証の推薦を受けることができる。
2. モータースポーツに関する情報および資料の便宜を受けることができる。

第三章 総 会

第12条（総会）

総会は、定例総会と臨時総会とし、定例総会は毎年1回、臨時総会は理事会が必要と認めた場合、または会員より要求があり理事会が認めた場合に開催する。

第13条（審査事項）

定例総会においては次の事項を審議決定する。

1. 事業報告
2. 決算報告
3. 役員改選
4. 監査報告
5. 事業計画
6. 予算案報告
7. その他

第 四 章 会 計

第 14 条 (会計年度)

本会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第 15 条 (監査)

理事会は会計年度終了後、次に挙げる書類を監査役に提出して監査を受ける。

1. 事業報告
2. 収支決算書
3. 貸借対照表
4. 財産目録

第 五 章 事 務 局

第 16 条 (事務局)

本会は、事務の処理をするために事務局を東京都内に置く。

〒140-0014 東京都品川区大井6-14-8 後藤電工(株)内

TEL: 03-3775-8559 FAX: 03-3778-1230

メールアドレス: contact@mazdasportscarclub.jp

第 六 章 役 員

第 17 条-1 (理事会)

本会は次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2～3名
3. 理 事 5～10名

第 17 条-2 (事務局)

本会は次の役員を置く。

1. 事務局長 1名

第 17 条-3 (監査役)

本会は次の役員を置く。

1. 監査役 1名

第 18 条 (任務)

1. 会長は本会を代表し、会を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときには、その職務を代行する。
3. 理事は理事会に出席し、本会業務の運営にあたる。
4. 事務局長は本会の事務業務を統括する。
5. 監査役は、第15条の業務を遂行する。

第19条（選出）

1. 理事は、総会にて選出するものとし、会長、副会長、事務局長は、役員の間選とする。
2. 監査役は理事会にて任命する。

第20条（任期）

役員任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

第21条（役員解任）

理事会の決定により、役務を1年間果たさなかったと認められた場合は解任とする。

第22条（名誉会長）

本会には、名誉会長を置くことができる。名誉会長は理事会が推薦し、総会の決議により決定する。

第七章 理事会

第23条（理事会）

1. 理事会は、原則として4ヶ月に1回開催する。但し、必要な場合は臨時理事会を開催する。
2. 理事会は、過半数の出席によって成立する。

第八章 顧問会

第24条（顧問会）

本会には、次の顧問を置く。

1. 顧問 若干名

第25条（選出）

顧問は理事の推薦により、理事会において選出されるものとする。

第26条（任務）

顧問は理事会に出席し、本会の運営に対して意見を述べるができる。

第九章 専門部会

第27条（専門部会）

本会には次の専門部会を置く。但し、理事会の承認によりその他の専門部会を設けることができる。

1. レース部会
2. ラリー部会

第28条（構成）

各専門部会には次の役を置く。

1. 部長 1名
2. 副部長 3名以内

第29条（任務）

1. 部長は各専門部会を代表し、各専門部会を統括する。
2. 副部長は部長を補佐し、部長に支障があるときはその職務を代行する。
3. 各部長は理事会に出席し、決議事項を各専門部会にて報告する。

第30条（選出）

各専門部会の部長、副部長は、各専門部会において選出するものとする。

第31条（任期）

各専門部会の部長、副部長の任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

第32条（活動）

各専門部会は、部長が必要と認めた場合招集する。専門部会から理事会への報告は各部長がこれを行う。

第十章 組織委員会

第33条（委員会の設置）

本会は特定の行事を行うために理事会が必要と認めた場合、特定期間に限り組織委員会を置くことができる。

第34条（選出）

組織委員は理事会の決定により選任される。

第十一章 附 則

第35条（本会の発足）

本会は1969年11月1日JAF登録をもって発足とする。

第36条（会則の変更）

本会則の変更は理事会の決議により行う。

第37条（実施期間）

この会則は2022年1月1日から実施する。

マツダスポーツカークラブ
東京都品川区大井6-14-8
後藤電工(株)内
TEL：03-3775-8559
FAX：03-3778-1230